

# そのぼカード会員規約

## 1. 入会資格

◇園田競馬場を利用される 20 歳以上かつ会員規約並びに園田競馬場内各所及びホームページ等に掲示している事項を順守できる方に限ります。

また、次の(1)～(7)のいずれかに該当する方は、そのぼカード会員になることはできません。

- (1) 二十歳未満の者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた方又は競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）若しくはモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた方
- (3) 競馬法第 29 条の規定により勝馬投票券を購入してはならない方
- (4) 暴力団、暴力団員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当する方
- (5) 他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害する恐れがあると認めるに足る相当な理由がある方
- (6) この規約の違反により除名処分を受けたことがある方
- (7) その他運営者が会員として不適正であると判断した方

なお、そのぼカードをお受け取りの際は、園田競馬場内案内所にて運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付き身分証明書をご提示ください。ご提示いただけない場合は、そのぼカードをお渡しできません。

## 2. 会員カード

◇入会金及び年会費は無料です。

◇所有できる会員カードはお一人様一枚限りとし、ご利用は会員ご本人に限ります。

また、ご家族・ご友人でも貸与や譲渡はできません。

◇会員カードを紛失した場合は、再発行させていただきますが、ポイントは失効します。

ただし、会員カードの汚れや破損等で QR コードが読み取れなくなった場合のみ、旧会員カードと引き換えにこれまでのポイント数を引き継いだ新会員カードと交換させていただきます。その際は、必ず旧会員カードが必要となります。

◇複数の会員カードのポイント合算はできません。

◇ポイントの最終取得日から 2 年間ご利用がない場合はポイントが失効します。また、ポイントの最終取得日から 5 年間ご利用がない場合は会員資格を失います。

## 3. ポイント

◇園田競馬開催時の園田競馬場へのご来場や特別観覧席のご利用時等にポイント付与します。

◇会員カードまたはアプリ会員証をご提示できない場合のポイント付与はできません。

◇貯まったポイントは兵庫県競馬組合が指定する賞品の中から交換可能です。

## 4. 退会

◇退会される場合は、会員カードを添えて案内所までお申し出ください。

◇会員カードの複数枚所持や不正使用等が認められた場合、強制的に退会とさせていただきます。

## 5. その他

◇規約やサービスを予告なく、変更及び中止とする場合がございます。

◇コンピューターの障害等でサービスのご利用が一時的にできなくなる場合がございます。

◇取得した個人情報は適切な管理をした上でカードの発行・更新手続きの確認・各種サービスの提供等に利用させていただきます。

◇場合により、身分証のご提示をお願いする事がございます。